

令和5年度 第2回 木更津市自殺対策協議会 議事録

日 時	令和5年10月19日(木) 午前10時から午前10時40分まで
場 所	木更津市役所 朝日庁舎 会議室B
出席者	会長 古田 恭司 副会長 望月 悦子 委員 鎌田 哲也 委員 有吉 治子 委員 藤木 美恵子 委員 嶋林 武彦 (代理 高柳 圭一) 委員 清水 和也 幹事 大倉野 映子(福祉部福祉相談課) 幹事 兵藤 伸江 (福祉部福祉相談課)

○事務局(兵藤係長)

定刻となりましたのでただいまより、令和5年度第2回木更津市自殺対策協議会を開催いたします。本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

私は、本日司会を務めさせていただきます福祉相談課の兵藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、本日の資料の確認をいたします。まず、机に置かせていただきました本日の次第と、第2期木更津市自殺対策計画(概要版)、そのほかに、事前にお届けさせていただきました、第2期木更津市自殺対策計画の素案はお持ちでしょうか。無いものがございましたら、お申し出ください。よろしいでしょうか。

続きまして、議事に入る前にご報告です。本日、委員総数11名のうち、代理出席1名を含む、7名の方に、ご出席いただいております。出席が過半数に達しておりますので、附属機関設置条例 第6条第2項の規定により、本会は成立いたします。

また、本協議会は、公開となっております。本日の傍聴人はございません。

なお、議事につきましては、議事録作成のため録音をさせていただくこと、議事録は後日、市のホームページ等で公開いたしますことをご承知おさください。

それでは、議事に入らせていただきます。古田会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

○議長(古田会長)

はい。では、よろしくお願いいたします。それでは、「議題(1)、第2期木更津市自殺対策計画素案」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局(大倉野課長)

福祉相談課の大倉野でございます。よろしくお願いします。着座にて読ませていただきます。

皆さんご覧いただいていると思うのですが、一通り説明をさせていただきます。

木更津市自殺対策計画素案、始めに目次をご覧ください。本計画は、「第1章 計画の概要」、「第2章 自殺の動向」、「第3章 第1期計画の振り返り」、「第4章 自殺対策推進のための取組」、「第5章 計画の推進に向けて」の5章で構成しております。

それでは、1ページをご覧ください。「第1章 計画の概要」、「1. 計画策定の趣旨」でございますが、国は自殺対策を強化するため、自殺対策基本法を改正し全ての都道府県、市町村に対し、地域の実情に即した自殺対策計画の策定を義務付けております。本市計画の第1期の期間が終わることから、第2期の計画を策定しようとするものでございます。

2ページをご覧ください。「計画の位置づけ」でございますが、自殺対策基本法や本市の上位計画である「木更津市第3次基本計画」を踏まえ、「第4期木更津市地域福祉計画」、「第4次健康ささらづ21」などの各種関連する計画との整合性、連携を図りながら進めて参ります。

下段、「3. 計画の期間」は令和6年度から令和10年度までの5年間としております。

3ページをご覧ください。「第2章 自殺の動向」でございますが、「1. 木更津市における自殺の現状」として、平成26年から令和4年までの自殺者数の推移を示しております。男女別自殺者の状況をグラフで示しておりますが、各年とも男性が多くなっております。

4ページをご覧ください。自殺死亡率、人口10万人当たりの自殺者数でございますが、国、県は令和元年までは緩やかに減少しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、令和2年から上昇傾向にあります。本市では増減を繰り返している状況となっております。また、5ページ、6ページには「年代別、職業別、原因・動機別自殺者の割合」をグラフで示しております。

また、自殺総合対策推進センターにおいて木更津市の自殺の実態を分析した結果を記載しております。現在最新のデータでございますが、年末には新しいデータがセンターから届きますので、計画策定時には差し替えをさせていただきます。

7ページをご覧ください。7ページから13ページには計画の策定にあたり市民の自殺に関連する事項の意識や意見などを把握する基礎資料とするため、アンケートによる意識調査を実施し、結果の抜粋を掲載いたしました。

13ページ、求められる自殺対策として様々な悩みに対応した相談窓口の設置、「子どもの自殺予防」に続いて「職場におけるメンタルヘルス対策の推進」が挙げられております。

14ページをご覧ください。「第3章 第1期計画の振り返り」でございます。5つの基本施策と3つの重点施策について振り返りを実施しました。令和2年度から令和4年度ま

での推進事項については概ね推進することができました。

18ページをご覧ください。「自殺対策推進のための取組」でございますが、「1. 基本理念」として、「誰も自殺に追い込まれることのない木更津市の実現を目指して」としております。また「基本認識」として自殺の多くは防ぐことのできる社会問題であり、そのためには保健、福祉、医療等関連施策との連携を図り、総合的に実施する必要があると記載しております。

19ページをご覧ください。「3. 自殺対策における全体目標」でございますが、国の総合対策大綱では2015年に比べ2026年までに自殺死亡率を30%以上減少させることを前大綱から引き続き定めているため、本計画の全体目標として自殺死亡率を2018年の17.8から2028年には30%減の12.5と設定いたしました。

続きまして20ページをご覧ください。「4. 施策の体系」でございますが国によってすべての自治体で取り組むことが望ましいとしている「地域におけるネットワークの強化」、「自殺対策を支える人材の育成」、「住民への啓発と周知」、「生きることの促進要因への支援」、「自死遺族等への支援」「児童生徒のSOSの出し方に関する教育の推進」を「6つの基本施策」と、「地域自殺対策実態プロファイル」を踏まえた「勤務・経営者対策」、「高齢者対策」、「生活困窮者対策」の3項目に、国の「自殺総合対策大綱」の重点施策である「子ども・若者の対策」、「女性の対策」の2項目を追加いたしまして木更津市の重点施策として取り組みを推進いたします。

21ページから29ページまでは、ただいま申し上げました「6つの基本施策」について各部等から提出された「関連する取組」と「評価指標」を記載しております。なお、「評価指標」については各部から提出された数値目標とアンケートの現状値からの目標値といたしました。

21ページをご覧ください。「(1) 地域におけるネットワークの評価」では自殺対策に直接関連したネットワークについてはもちろんこと、様々な分野での取り組み間の連携を図ることで地域での居場所づくりや見守り支援の拡大を図ります。指標として23ページ、「高齢者見守りネットワーク」、「地域生活支援拠点等整備事業」において見守りを行う事業者を増やすことを指標といたしました。また、アンケートの結果から「多くの人が自殺で亡くなっていることを知っていた割合」を増やすことを指標といたしました。

「(2) 自殺対策を支える人材の育成」では命の門番と位置付けられるゲートキーパーの養成を継続します。指標としては、ゲートキーパー研修を毎年計画的に受講してもらうこと、メディカルコントロール体制のシミュレーション訓練を定期的を実施すること、またアンケートの結果から「ゲートキーパーという言葉を知っている割合」を増やし、「研修会や講演会に参加したことがない割合」を減らすことを指標といたしました。

続きまして、24ページをご覧ください。「(3) 住民への啓発と周知」では広報誌やホームページなどを活用した「普及啓発活動」を推進するとともに、心の健康や自殺対策に関する知識の習得のための講演会を開催することといたしました。

続きまして、25ページをご覧ください。「(4) 生きることの促進要因への支援」について早期解決へ向けて関係機関や関係団体と連携し様々な悩みを抱える人の支援に自殺対策からの視点を加えて、相談できる窓口や関係機関につなげるような支援を行います。

続きまして、27ページをご覧ください。「(5) 自死遺族等への支援の充実」では、家族などを自死で亡くされた方の気持ちに寄り添い、必要に応じて地域の支援機関の情報提供を行います。また、家族などを自死で亡くされた方の生活相談に応じます。

続きまして、28ページをご覧ください。「(6) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育の推進」ではSOSの出し方、命の大切に関する教育を推進させるため、講演会の充実を図ることといたしました。指標の目標値に市内15校となっておりますが、12校の誤りでございます。お手数ですが修正をお願いいたします。現在2年に1回の講演会を毎年聞けるように推進いたします。

30ページから34ページまでは「5つの重点施策」について関連する取組をお伝えしております。今回の計画では、重点施策は全て基本施策の体系となっておりますので重点施策では評価指標は記載しておりません。

30ページをご覧ください。「(1) 勤務・経営者対策」では、企業や関係機関と連携しながらメンタルヘルスの取組みを重点的に行います。

31ページをご覧ください。「(2) 高齢者対策」では、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるための仕組みづくりを行います。

32ページをご覧ください。「(3) 生活困窮者対策」では、生活困窮者等の関係相談窓口との連携を密にし、生活困窮者支援の取組みを効果的に進めます。

続きまして33ページをご覧ください。「(4) 子ども・若者の対策」では子どもの自殺危機に対応できるチームとして学校と地域が連携して自殺対策にあたることのできる仕組みの構築を目指します。

34ページをご覧ください。「(5) 女性の対策」では妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を、配偶者等からの暴力の相談体制の充実など困難な問題を抱える女性への支援の取組みを強化します。

続きまして35ページをご覧ください。「第5章 計画の推進に向けて」でございしますが「1. 計画推進体制」として、本市が主体となり国、県と連携するとともに、市民や関係者などの協力を得て一体となって推進して参ります。「2. 計画の進行管理」として各関係各課と連携を図り、情報を共有しながら計画を総合的に効果的に進めていくことにしております。

最後に36ページ以降には資料編として関係法令や用語解説を掲載いたしました。

なお、今後のスケジュールでございしますが、今回協議会でいただいた意見を加味いたしまして議会で説明した後パブリックコメントを実施し、令和6年3月に計画策定を予定しております。以上で計画の説明とさせていただきます。

○議長（古田会長）

はい、ありがとうございました。今すでにいただいている資料、素案ですね。この概略をご説明いただいたということで認識しております。何かご意見ある方はいらっしゃいますか。

○高柳委員代理

よろしいですか。素案の27ページの、評価指標の上から3番目について、教えていただきたいと思います。「就職セミナー等の参加数及び相談件数」とあるのですが、「就職支援セミナー」というのは具体的に事業主の方と採用を受ける方、就職したい方を集めて活動する、機会を設けるような場所なんでしょうか？

○事務局（大倉野課長）

産業振興課の事業なのですが、就職をしたい方を主に集めてという形になります。もしかするとその時に参加を希望した企業だけという形になるかと思います。主には就職を希望する方々に対するセミナーというものになっております。

○高柳委員代理

わかりました。ありがとうございます。

○議長（古田会長）

その他、どなたかいらっしゃいますか。

では一件、私の方から。第1期を終わった段階で各部署から達成度とか、具体的に数字や主観的にできたかできないか出していただくと思うのですが、今回第2期は非常に長いので、35ページ以降にチェック体制ということで書いてはありますが、これはどの位の期間で定期的に見直すか、誰がどういう風に主催しているとか、この具体性っていうのは1ページにサラッと書いてあるのでわかりづらいのですが、これは何かあるのでしょうか。

○事務局（大倉野課長）

評価指標が5年後という形になっているのですが、毎年1回昨年の進捗を各課には照会をさせていただいて、それをもとにこちらの協議会でご報告をさせていただいて、変更した方がよい文面がある場合は、随時変えていくように考えております。

○議長（古田会長）

そういった話は毎年推進報告で検討されて、上に上がっていくという感じですか。ありがとうございます。

前回上がってきた素案に各部署から上がってきた物を今回付け加えたものが今回という

ことでよろしいですね。

○事務局(大倉野課長)

なかなか上げてくる部署は限られていると言うか、前回とあまり変わっていないというのが正直なところですよ。ただ、健康推進課の方で産婦健診の事を入れたりなど、多少は増えています。

○議長(古田会長)

議題はこれだけですかね。今回基本的に予定されていたのは。

○事務局(大倉野課長)

有吉委員からはご意見という形で意見用紙をいただいておりますので、そういったことも加味させていただいて。

○議長(古田会長)

わかりました。せっくなのでご出席されているのでご紹介いただければ。

○有吉委員

はい、私の方からは全体的にここまでしっかりと対策が検討されている事を実は知りませんでした。

福祉の仕事をしていますが、知らなかったことが非常に多かったです。これだけ対策計画がいろいろ考えられているとは、福祉に携わっている人ではないと余計知らないと思います。

私たちは相談を受ける時は、高齢者に向けたものだけではないものも多く受けますのでその時に知っていたら、有効に繋げたいものがいろいろあったと言うのが読ませていただいて非常に感じた部分でした。

ですので、それを周知徹底の方法、どういう風に展開していくともっと皆さんに届くのかってというのが少し気になるのと、いろいろと各課から出していただいている部分、その先がどうなっていくのかが少し見えたらいいなと気になりましたので、意見用紙を提出させていただきました。

○議長(古田会長)

本当に、おっしゃる通りかと思います。そういう枠組みがあつての部署が、結局担当者どこまで浸透しているのか年をかけての進退度の進捗というか…

○有吉委員

私が言うのもなんですが。ああこういうのがあるんだねっていうのが非常に素直な感想でした。

○議長(古田会長)

そうすると、やっぱり従来から当初の立ち上がりの時からですけど周知ですよ。どう考え日にちを併せていくかの周知ですけど、結果的になんか…

○事務局(大倉野課長)

第2期の計画については、第1期の時は自立支援課が中心となってという形だったんですけども、今後は各事業についてもそれぞれで自殺対策の視点を持ってその課で事業を展開してってもらいたっていう事が、今回調査をするにあたって伝えさせていただいています。今までの事業も勿論やるのですがそこに、自殺対策としての視点を加えていただいて総合的に推進していけばいいかと考えているところであります。

○議長(古田会長)

そういう関係会議とか全課を通じて用件と言うか、こうですというのを、ぜひそうしていただきたいです。

○望月委員

有吉委員が仰ってたように、私も薬局という立場ではありますが、第1期の時からいつも思うのはゲートキーパーについて、細かくゲートキーパーではなくても、いろんな人が何かあった時には対応できる仕組みがあるといいのかなと思ってます。

それからたとえば薬局とかでも、いろいろ人と接したりする時になんかちょっと気にしなければいけないとか、そういうのをもう少しできたらいいかなと思います。

あと、むかしは「どうしたらいいの」と、電話がかかってきた事が自殺だけに限らずありましたが、今そういうのは少なくなってきました。薬局が正しくできるのかどうかかわからないのですが、みなさんインターネットとかそういうので調べて、その情報が正しいかどうかというのわからないまま来てくることも多いのかなって思います。

あとは以前、薬剤師会で命のことについて学んだことがありました。その時に生まれてくるって事はすごい事だし、だから人の命も大切にすると自分の命も大切にすること。今、学校でも命の教育ってされているのかもしれませんが、できるだけ早いうちからそういう話を聞いておくことが大事だと思います。

いざ何か問題に直面した時だけではなく、たとえば「うちの家族は関係ないわよね」だとか思わないで、多くの人がいろんな対処の仕方を知ってるといいと思いました。いざそうなった時にはもうパニックになってしまいわからないのですが、あらかじめ、こうした方が良

いとかってというのが少しでも分かってると違うのかなと感じております。

自分自身も知らない事が多いかと感じておりますので、もう少し自分でもできる範囲でお役に立つことができたかと考えております。

○議長(古田会長)

この後、今日の意見等を踏まえて最終的な計画案の作成と議論、議事としていただいて。

○事務局(大倉野課長)

今回、議論してご意見いただき、それを加味させていただいてその後今度市議会に諮らせていただきます。その後パブリックコメントという事で一般市民の方にご意見をいただいて、それを加味させていただき出来上がりという形になりますので、次に皆様にお見せする際には完成という形で2月か3月にお伝えすることになります。

○議長(古田会長)

わかりました。では実質反映させるには今日ですね。

○事務局(大倉野課長)

はい、会議の後でも結構ですのもう少しこうした方が良い等のご意見がありましたら、ご意見用紙にまとめていただきましてFAX、メールでも構いませんのでいただけると助かります。お願いします。

○藤木委員

今回ご紹介させていただければと思って、資料の方をお配りさせていただきました。先ほども有吉委員からもありましたが、いろいろ情報提供を周知することは大変なことだと思います。私たち公的機関も同じように感じている部分です。いろいろ新しい情報を更新されていくと思うので、その一つとして紹介させて頂ければと思います。

「千葉県こころセンター」が10月の10日にオープンしました。今まで千葉市仁戸名にありました「千葉県精神保健福祉センター」が、精神通報対応班である24時間対応として、警察等のからの精神緊急連絡に対応する部署とともに千葉市内のマリンスタジアムの近く移転しました。

「千葉県こころセンター」は裏面にあります。「千葉県民の方へ」のところをご覧ください。一般市民の方に活用していただけるものとして「こころの電話相談」があります。9時から18時30分、月～金で平日受け付けております。

依存症の電話相談も実施しております。依存症と言ってもアルコールだけではなくて薬物や、ギャンブル依存と言った問題を抱えている方への相談をご本人及び家族や周りの方からの相談も受けております。

ギャンブル依存症の相談では個別相談のほか、回復プログラムも実施しておりますのでご利用いただければと思います。

それから、ひきこもり電話相談もあります。今、ひきこもりの方も増えてきて、ご両親が高齢化し将来を心配しての相談でしたり、ご本人もなんとかしたいけれどどうしたらいいのか分からないなどの相談も行っています。

「精神保健福祉センター」が「こころセンター」になった他、11月の1日から、精神科医療センターと千葉県救急医療センターが一緒になり病院名が「千葉県総合救急災害医療センター」になります。今までは自殺未遂の方は、救急医療センターに運ばれましたが、メンタルのケアについても同一の場所に対応できるようになります。災害の時も心に傷を負ってしまったたり、長い避難生活などで精神的に負担が大きくなっていくことがあるのでそういった時の相談や支援を行います。

「千葉県こころセンター」と「千葉県総合救急災害医療センター」は同じ建物に統合されます。

皆さんに知っていただければと思いますので、周知に使ってください。お時間をいただきありがとうございました。

○議長(古田会長)

今、議題1についてはこれで終了させていただきまして、他に議題というか、今のようなご紹介のように何かあれば結構です。

○藤木委員

計画の中には木更津市さんのホームページの方へのアクセスが出ていると思うのですが、もしよければ千葉県もホームページへアクセスできるようにしていただくと、千葉県のホームページの中にもいろいろな相談支援の紹介もされているのでありがたいと思います。

○高柳委員代理

いい機会なので、監督署の方で今、中心で取り組んでいるものを説明させていただければと思います。

一つ目が賃金引上げについての取り組みをお願いしております。これは法律上義務付けられているものではないのですが、助成金を用意しておりますので、ご利用を検討いただき、賃金引き上げについての取り組みをお願いしております。

二つ目が、建設業、運転手の時間外労働については今まで猶予措置で上限がなかったんですけども、来年4月から上限が設定をされますので今、周知しております。

三番目ですね、労働基準監督署の中に「総合労働相談コーナー」というコーナーを設置しております。パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどについて相談の受付をい

たしております。ハラスメント関係のご相談があった場合には労働基準監督署をご紹介いただくと大変ありがたいと思います。以上です。

○議長(古田会長)

労働上のハラスメントの相談はいろんなところであるのですが、なかなかこう、どこに行っても仕方ないといった、自分で解決するしかないといった感じになってしまうので。

○高柳委員代理

助言制度やあっせん制度と言うのは民事なので、任意の制度ではありますが、受付をする事業者様に電話をして本人の主張されていることを会社の方にお伝えして、また労働契約法の関係ですとか、裁判例を説明した上で円満な解決に向けて話し合っただけませんかとお伝えする「助言」という制度と、あとは「あっせん」と言いまして、あっせん委員が双方から話を聞きまして、双方に譲歩を促して円満な解決を目指すという制度がありますのでぜひ、みなさん監督署に相談いただくようお願いいただければ。

○議長(古田会長)

知っておくというのが大事ですね。

それでは今日は早いですが、これで終わりにしたいと思います。

○事務局(兵藤係長)

ありがとうございました。

次回の会議が今年度最後となりまして、2月～3月を予定しております。そこでは、本計画の策定についてご報告をさせていただきます。

なお、会議で使用した資料につきましては、次回もご持参くださるよう、お願いいたします。また、素案についての意見用紙をお持ちいただいた方は、お帰りの際にご提出ください。

最後に、「自殺対策に関する講演会」のご案内です。

本協議会の委員でもあります、木更津病院副院長、小林先生による講演会を12月21日(木)午前10時から、木更津市民総合福祉会館にて開催いたします。

現在、小林先生に講演の内容をお考えいただいているところですが、「生きるつらさを感じている人とどう向き合うか」をテーマとして、ご講演をいただく予定です。

詳細が決まりましたら改めてご案内させていただきますので、職場内やお知り合いなどにもお声がけいただき、是非、足をお運びいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の会議はこれにて閉会いたします。皆様、お疲れ様でした。